

議案第 19 号

高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う
財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分を次のとおり定めることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

高知県市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定める。

高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分については、高知県市町村総合事務組合負担金条例第 3 条第 1 項の規定により算出された額を納付させる。